

(2) 管理運営手法の比較・確認について

■管理・運営手法の比較				
区分		メリット	デメリット	事例
①直営方式 (地方公営企業)	自治体が資金調達から管理運営まで担う、いわゆる従来型の公共事業手法である。	直接コントロールが可能である。 自治体の行政意向が発揮できる。	経営ノウハウに乏しく維持管理経費の削減が期待できない。民間導入型と比べコストが高くなり易い。	
②地方独立行政法人方式		地方団体が直接行うのに準ずる公共性を確保しながら、地方独立行政法人の長により広範な権限行使を認め、経営責任の明確化をはかるとともに、予算執行における機動性、弾力性の向上が可能。	情報公開や住民監査などが保障されず、住民自治・住民参加が大きく後退するおそれがあり、事業の公共性・公平性・安定性を損なう恐れがある。	
②第三セクター方式	自治体が資金調達から設計、施工を行う一方で、管理運営について第三セクターを立ち上げ、運営する。	比較的組織設立が容易（一定の公的な出資金が確保） 自治体と民間との連携によるサービスが提供できるため、情報提供・イベント等での連携が比較的容易である。	官民の役割分担を明確化できないと、主体性をもたない管理運営となりやすい。また、第三者によるチェックを後退させ、事業の経営状態が不透明化するおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富楽里とみやま</li> <li>・とみうら枇杷倶楽部</li> <li>・くろまつない</li> <li>・上品の郷</li> <li>・川場田園プラザ</li> <li>・豊前おこしかけ</li> </ul>
③指定管理者制度	自治体が資金調達から設計、施工を行う一方で、管理運営は民間に委ねる。	業務の範囲、仕様等の協定により、地域の活性化及び地域住民と一体となった性能発注による施設の管理・運営が期待できる。 専門的なノウハウをもった民間業者を選定すると、質の高いサービスの提供、採算性の高い管理運営が期待できる。	業務の範囲、仕様等を詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性がある。また、手続き等に時間を要し、運営開始後もモニタリング（運営評価）を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瑞穂</li> <li>・保田小学校</li> <li>・越後出雲崎天領の里</li> <li>・サーモンパーク千歳</li> <li>・まくらがの里こが</li> </ul>
④PFI手法	民間の資金・技術力・経営力を導入・活用し、設計・建設・管理運営までを一括で民間に委ねる。	民間資本により施設建設することにより、公共投資が抑えられる。	事業化に時間を要する。また事業化が不可能となった場合には、再検討を要する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いぶすき彩花菜(さかな)館</li> <li>・笠岡ベイファーム</li> <li>・ようか但馬蔵</li> </ul>
(B00方式)		専門的なノウハウをもった民間業者による管理運営がなされるため、質の高いサービスの提供、採算性の高い管理運営が期待できる。	専門的な民間業者による管理運営となるため、地元密着型の管理運営になりにくい可能性がある。	